## とちぎ木協連だより

やっぱり木が好き! とちぎ材

発行責任者

栃木県木協連理事長: 林 紀一郎

# 県事業「とちぎ材の家づくり支援事業」の 第一期募集が4月17日から開始!

栃木県が、とちぎの木材を使用し家を建築する建築主に対し、補助をする事業「とちぎ材 の家づくり支援事業」の第一期募集が4月17日から開始となりますので、引き続き会員の 皆さまには、補助要件に合致した住宅建築予定者等に PR・紹介をしていただくなど、ご協 力をお願いいたします。

☆第一期募集 150戸程度(先着順:予定戸数に達した場合、募集を締め切ります)

☆第一期受付 4月17日(水)~6月14日(金)

土台着手日が4月1日~6月30日までのもの

- ※詳細は別紙チラシをご覧ください。
- ※申請日の特例があります。

なお、県外住宅支援事業においても、4月17日(水)から募集開始になります。

☆県外住宅支援事業・・・県外住宅において、とちぎ材を10㎡以上使用した場合に 10 万ポイントを付与(1 ポイント 1 円相当とし、県内の 農林水産品と交換)

※詳しくは県林業木材産業課へお問い合わせください。

TEL: 028-623-3277

☆詳しくは**当連合会のホームページ(新着情報)**をご覧ください。

ホームページアドレス

http://tochiginoki.com/

http://tochiginoki.com 木協連

検索 【木協連で検索】

(スマートフォンにも対応してます。)



## とちぎの木材を使用し家を建築する建築主の方に、県が補助します

~ 平成31(2019)年度とちぎ材の家づくり支援事業(第一期)



### 1 補助金の対象

県内における、補助要件を満たす木造住宅の建築

# 2 補助金交付の申請者 注文住宅の建築主

#### 3 補助金額

補助金額は、その住宅の<u>使用木材(裏面参照)における</u> 県産出材の使用量により9段階に分けられます。 ⇔右図

※御注意ください。

補助金の交付の決定後、県産出材使用量が減り、該当区分を下回る場合、減額となります。

なお、事業実績において、県産出材使用量が増え、該当区分を上回る場合でも、交付決定額の<u>増額は行いません。</u>

県産出材使用量m3	補助金額
50m3以上	60万円
45m3以上50m3未満	55万円
40m3以上45m3未満	50万円
35m3以上40m3未満	45万円
30m3以上35m3未満	40万円
25m3以上30m3未満	35万円
20m3以上25m3未満	30万円
15m3以上20m3未満	25万円
10m3以上15m3未満	21万円

(例)標準的な40坪の木造住宅で、使用木材の約7割(約23m3)に県産出材を使用した場合、30万円の補助金額となります。

#### 4 補助要件

		要件	補助対象とならない場合(例示)
	1 7	申請者が <u>生活の本拠として</u> 速やかに居住するものであること。	<ul><li>別荘などのセカンドハウス</li><li>建築主が居住しない場合(貸家など)</li></ul>
	2	①木造住宅であって、原則として軸組工法であること。 ②一戸建の住宅であること。	・長屋建・共同住宅 など
	3	棟別の新築	・既存住宅の増築(「離れ」を含む。)
住宅	4	延べ面積 75㎡以上(車庫部分を除く。)	<ul><li>ガレージ部分の面積を除くと75㎡ 未満となる場合</li></ul>
の 要 件	5	①使用木材(構造材、下地材、造作材)に合法木材を使用すること。 ②使用木材の55%以上(材積)に県産出材を使用すること。 ③構造材の60%以上(材積)に県産出材を使用すること。 ○は、ま面参照)	<ul><li>・合法木材・県産出材を証明できない 納材業者から納材を受ける場合など</li></ul>
	6 <u>(</u>	平成32(2020)年3月12日までに事業完了(造作材 の施工完了) し、同日までに実績報告を提出できること。	
施工者の要件	7	県内に本店(本社)を有する建設業許可業者(建築 -式)が施工すること。※建設業法上認められる場合を含む	<ul><li>・県内に本店がない場合</li><li>・建設業許可を受けていない業者が施工する場合 (建設業法上認められる場合を除く)</li></ul>
県税の 納 税	8	申請者が県税を滞納していないこと。	

#### 5 対象戸数及び募集期間

※補助対象は、H31(2019)4.1から6.30までに土台着手するものとなります。

第一期募集 150戸程度(先着順:予定戸数に達した場合、募集を締め切ります)

募集期間 平成31(2019)年4月17日(水)から6月14日(金)

【受付時間:上記期間の平日8時30分~17時】

#### 6 申請書の提出先

栃木県木材業協同組合連合会

〒321-2118 宇都宮市新里町丁277-1 ☎028-652-3687

※ 申請書類は、直接持参か、郵送してください。



#### 木材に関しての留意事項

◆使用木材とは ・・・ 建築する住宅に使用する全ての木材(構造材、下地材、造作材)

縁側やウッドデッキは対象となるが、外構やテーブルなどの非固定式の

ものは対象外

◆構造材とは ··· 土台、大引、梁·桁·胴差、通柱·管柱、束、棟木·母屋、垂木、根太、

筋交(違)、間柱

◆合法木材とは ・・・ 違法伐採でないことが、森林・林業・木材関係団体による制度により証明

された木材

◆県産出材とは ・・・ 県内の森林から産出された木材であることが、森林・林業・木材関係団体

による制度により証明されたもの

### 補助金交付の申請から補助金を受け取るまでの流れ

	:申請者の手続き	: 県等の手続き	Ī

申請者(建築主の方)は、

工事請負契約締結•建築確認後、

#### 土台着手の15日前までに、 <u>補助金交付申請書を</u>

栃木県木材業協同組合連合会(以下「木協連」) に提出してください。

平成31(2019)年4月1日から6月30日 までに土台着手するものが対象です。 <u>申請日の特例があります</u>。詳しくは 県ホームページをご覧いただくか、 栃木県林業木材産業課にお問い合わせ ください。

#### ■申請書類

- 補助金交付申請書
- ・木拾い表(計画)※住宅に使用する全ての木材
- ・案内図、配置図、各階平面図:A3版に縮小コピー (建築確認申請に提出したもの)
- 建築確認済証の写し
- 建築確認申請書の控えの写し(第一面~第五面)
- 工事請負契約書の写し
- 施工者の建設業許可通知書の写し
- 県税事務所の全税目の納税証明書
- 市町の個人住民税の納税証明書
- ・ 債権者登録申出書 ※口座情報は誤りのないようご注意ください。

県木協連が確認、栃木県(林業木材産業課)が審査し、 申請者あて交付決定通知書を郵送します。



交付決定後、土台着手が可能となります。

**上棟後、すみやかに上棟報告書**を県木協連に**提出**してください。 ※上棟予定日45日以内に上棟報告書が提出されない場合、特段の理由 がなければ交付決定を取り消すものとします。



県木協連が現地確認に 伺います。

※検査の立会い等、御協力を御願いします。

#### 事業が完了(造作材の施工完了)後、 すみやかに実績報告書を

<u>県木協連に**提出**</u>してください。

提出期限:平成32(2020)年3月12日(木)

■実績報告書類

※事業実績の変更による増額は行いません。

- 実績報告書
- 木拾い表(実績)
- 県産出材証明書、合法木材証明書の写し
- 写真(全景及び下地材や造作材を施工した主な場所)

県木協連が確認、栃木県(林業木材産業課)が検査し、**検査結果の通知**を申請者あて郵送します。

検査結果の通知に同封した**補助金概算払請求書を提出**してください。

補助金を申請者の口座に振り込みます!

詳しくは下記あて お問い合わせください。

栃木県 環境森林部 林業木材産業課 木材産業担当 厄028-623-3277 http://www.pref.tochigi.lg.jp/ 問合せ先